

令和七年三月三十一日(号外第七十一号)公布
内閣府・厚生労働省令第四号(障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
規則等の一部を改正する命令等の一部を改正する
命令)

(印刷誤り)

五二 二 政令第八十三号 政令第八十四号

令和七年三月三十一日(号外第七十一号) こと
も家庭庁・厚生労働省告示第三号(児童福祉法施
行規則の規定に基づきこと家庭庁長官が定める
様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合
的に支援するための法律施行規則の規定に基づき
厚生労働大臣が定める様式及びこと家庭庁長官
及び厚生労働大臣が定める様式)

(原稿誤り)

七一五上 一三 法律施行規則に法律施行規則の
に基づき 規定に基づき

七二七ページ下段終りから二三行目から七行目
までを削除する。

令和七年三月三十一日(号外第七十一号) こと
も家庭庁・厚生労働省告示第四号(障害者の日常
生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
等の一部を改正する法律の施行に伴うこと家庭
庁・厚生労働省関係告示の整理に関する告示及び
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律に基づく指定障害福祉サービス等及
び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の
算定に関する基準等の一部を改正する告示の一部
を改正する告示)

(印刷誤り)

七四五 二 政令第八十三号 政令第八十四号

正 誤

ページ 行 誤 正

令和七年三月三十一日（号外第七十一号） 目次

欄中

（原稿誤り）

四三二 四〇法律施行規則に法律施行規則の

（原稿誤り）
一五に基づき 規定に基づき
令和七年三月三十一日（号外第七十一号） 公布
厚生労働省令第三十六号（健康保険法施行規則等
の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

一三九

” ” ”

第八條
改正後欄
終りから
三

第二十七号

第二十七号

” ” ”

改正後欄
” ” ”

をいう。

をいう。

” ” ”

改正前欄
” ” ”